

公共空間を活用した賑わい創出に伴う影響把握のための交通量調査委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、発注者が受託者に委託する「公共空間を活用した賑わい創出に伴う影響把握のための交通量調査委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和6年6月14日までとする。

3 業務目的

本市では、市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアにおいて、道路や公園などの公共空間を活用し、川崎で活躍している方々を中心にさまざまな主体が連携することにより、面による賑わい創出の取組やみどりを身近に感じてもらえる仕掛け等を実施することで、川崎の魅力を広く発信することで魅力向上を図り、市民のシビックプライドの向上やみどりのまちづくりの機運醸成を図るとともに、将来的な公共空間の効果的かつ持続的な活用を目指している。

令和5年度に、川崎駅周辺の地域資源を活用した社会実験や富士見公園で開催される市民まつり、100周年記念事業・緑化フェアのプレ事業等が連携し、効果的な市役所通り及び周辺の公共空間を活用した社会実験イベントを実施した。

令和6年度は、令和5年度の取組を踏まえながら、緑化フェア会場の富士見公園までの動線である市役所通りを活用し、みどりを感じながら歩いて楽しめる空間を創出するとともに、市民まつり等の周辺イベントと連携しながら賑わい創出のイベントを実施する。

本業務は、市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアにおけるイベント実施に伴い、道路への影響把握のための交通量調査を行うものである。

4 作業計画書

受託者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、本特記仕様書に指定された提出書類一式並びに作業計画書を提出し、発注者に承認を得なければならない。

5 貸与資料

発注者は、本業務の実施にあたり、必要な関係資料を貸与する。

貸与する資料については、受託者による借用書にて明確にし、紛失等の事故が起きないようにしなければならない。

受託者は、貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。

また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

7 報告の義務

本業務遂行中においても、随時、受託者は発注者に進捗状況を報告するものとする。

また、工程に変更が生じた場合には、速やかに発注者に報告、変更工程表を提出し、発注者と協議しなければならない。

諸事故または第三者に与えた損害については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告するものとする。

8 疑義

本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受託者はその内容について協議するものとする。

9 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

10 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

11 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

12 費用の負担

本特記仕様書に特に明記されてなくても、本業務遂行上当然必要な作業及び検査等に伴う必要な費用については含まれているものとする。

13 業務の変更

関係機関等との協議調整などにより、業務内容に変更や増減が生じた場合、発注者と受託者の協議により、設計変更等の対応とする。

1.4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了にあたっては発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

着手時

(1) 委託業務着手届	1部
(2) 工程表	1部
(3) 委託業務代理人・技術者届	1部
(4) 技術者経歴書	1部
(5) 組織表	1部

完了時

(1) 委託業務完了届	1部
(2) 引渡書	1部
(3) 請求書	1部

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度発注者の承認を受けなければならない。

1.5 業務内容

(1) 作業計画 【1業務】(現地踏査含む)

受託者は、業務の着手に際し、業務の目的と主旨を十分に理解したうえで、契約図書、設計書、特記仕様書、貸与資料及び指示事項を確認し、業務概要、業務工程、主要機械器具及び設備、調査方法、連絡体制、安全管理を記載した作業計画書を立案、作成し発注者に提出する。

(2) 交通量調査 A 【3箇所】

交通量調査 A を行う交差点は、別図に示すイベント時に交通規制を行う、①砂子交差点、及び、公共交通機関などを迂回させる予定の、③小土呂橋交差点、⑥(仮称)空島入口交差点とする。

- ・交通量調査 (休日 7時から19時)
- ・車道部及び歩道において、各断面の車種別の自動車交通量及び歩行者・自転車

等を計測するものとする。

- ・公共交通機関（路線バス及びタクシー）については別途計測するものとする。
 - ・調査は数取器を使用し、時間別調査を行うものとする。
 - ・渋滞長、滞留長及び信号現示調査を行うものとする。
 - ・交通渋滞などが発生している場合は、その原因の特定を行うものとする。
- なお、交通量調査 A は 5 月中旬に実施するものとする。

(3) 交通量調査 B 【7箇所】

交通量調査 B を行う交差点は、別図に示すイベント時に交通規制を行う、②川崎ハローブリッジ交差点、及び、公共交通機関などを迂回させる予定の、④新川橋交差点、⑤川崎駅前南交差点、⑦川崎駅前東交差点、⑧本町交差点、⑨競馬場前交差点、⑩幸交番前とする。

- ・交通量調査（休日 7時から19時）
 - ・車道部において、各断面の車種別の自動車交通量を計測するものとする。
 - ・公共交通機関（路線バス及びタクシー）については別途計測するものとする。
 - ・調査は数取器を使用し、時間別調査を行うものとする。
 - ・渋滞長、滞留長及び信号現示調査を行うものとする。
 - ・交通渋滞などが発生している場合は、その原因の特定を行うものとする。
- なお、交通量調査 B は A と同日とし、5月中旬に実施するものとする。

(4) 打合せ

打合せは業務着手時、中間（1回）、成果品納入時とし、業務着手時及び成果品納入時には現場代理人が立ち会うものとする。

なお、協議内容は打合せ記録簿に残し、相互確認を行うものとする。

また、完成時に全てを収録し提出すること。

1.6 成果品

- (1) 作成資料（電子媒体共） 1式

1.7 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務の瑕疵や誤りが発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

18 成果品の帰属

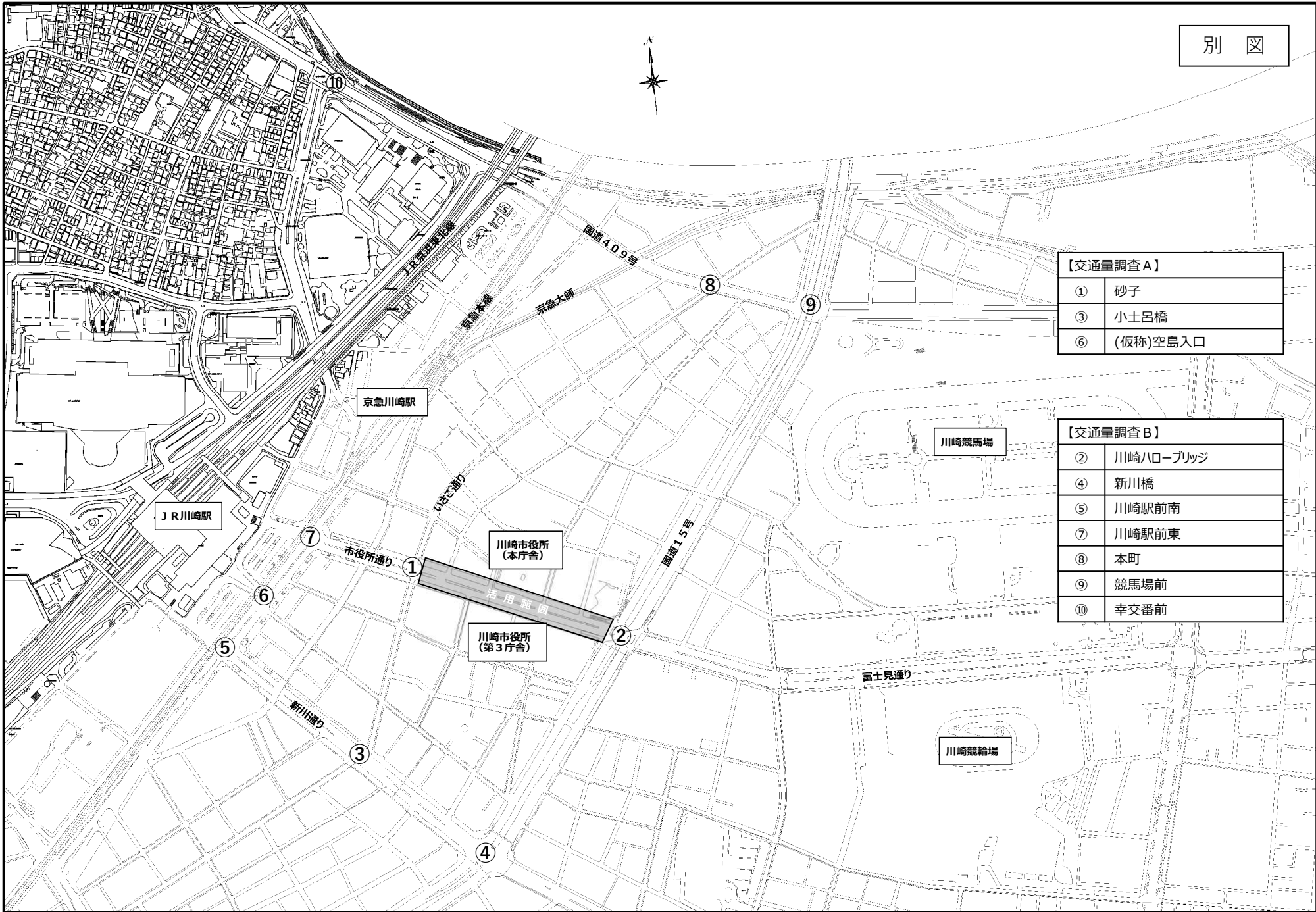
本業務で得られた成果品は全て発注者の所有とし、受託者は、発注者の許可なしに他に公表、貸与、使用をしてはならない。

19 引き渡し

本業務の審査に合格後、本特記仕様書に指定された提出書類一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

20 代金の支払い

支払いは完了検査合格後、請求に基づき行う。



【交通量調査 A】

①	砂子
③	小土呂橋
⑥	(仮称)空島入口

【交通量調査 B】

②	川崎ハローブリッジ
④	新川橋
⑤	川崎駅前南
⑦	川崎駅前東
⑧	本町
⑨	競馬場前
⑩	幸交番前